

第 号
令和 年 月 日

太子町長様

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書(犯罪捜査等用)

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者 (※1請求につき1名)	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲	※校区又は自治会、対象年齢、性別、件数等			
閲覧希望年月日 (※1請求につき2日以内)	年 月 日()・ 年 月 日()			

※ 注 意 事 項

(1) 特別の請求がない限り、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で、支援措置等を講じている者を含まない請求であるとみなします。

(2) 閲覧可能日時は、3月・4月を除く開庁日の午後1時から午後4時までとなります。ただし、月の初日及び閉庁日の翌日は除きます。（※事務繁忙期などで閲覧できない場合もあります。事前にご確認ください。）

(3) 閲覧のための人員は、請求又は申出につき1名とし、期間は2日以内とします。

(4) カメラ、スマートフォンなどの記録装置・通信機器の使用は認めないものとします。

(5) 世帯及び大量閲覧は禁止とします。

(6) 筆記用具（鉛筆）をご持参のうえ、当役場にて準備した転記用紙をご使用ください。

(7) 閲覧者は、閲覧の際に職員たる身分を示す証明書（写真付）をご提示ください。